

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

令和7年4月1日改正

別表3 住宅に係る判定料金

■ 一戸建ての住宅

税込金額（単位：円）

審査条件	料金
外皮計算を仕様基準等による場合（併用）	35,200
建築確認申請先がセンターの場合（標準）	
建築確認申請先がセンター以外の場合	41,800

■ 共同住宅等

（建築確認申請先がセンターの場合）

税込金額（単位：円）

床面積	料金
300㎡未満	82,500
300㎡以上 2000㎡未満	135,300

（建築確認申請先がセンター以外の場合）

税込金額（単位：円）

床面積	料金
300㎡未満	99,000
300㎡以上 2000㎡未満	161,700

【別表3 留意事項】

1. 住宅と非住宅の複合建築物の判定料金は、非住宅部分を別表4で、住宅部分を別表3で、それぞれ算定した額の合計額とする。
2. 共用部分を有しない2住戸のみの共同住宅等の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
3. 計画変更の料金は当初適用された料金の10分の6の額とする。
ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は別表3の料金とする。
なお、住宅と非住宅の複合建築物の計画変更で、変更に係る部分が非住宅のみ
の場合は、住宅部分の判定料金は要さない。
4. 軽微変更該当証明申請の料金は当初料金の10分の5の額とする。
ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は別表3の料金とする。
なお、住宅と非住宅の複合建築物の軽微変更で、変更に係る部分が非住宅のみ
の場合は、住宅部分の判定料金は要さない。
5. 当機関が交付した省エネ適判申請書等に関する記載事項の誤記訂正願の申請は、
その工事完了前までに行うものとし、申請手数料は3,300円（税込）とする。

別表 4 非住宅に係る判定料金

【非住宅に係る判定料金】

税込金額（単位：円）

床面積の合計 (単位：㎡)	モデル建物法			標準入力法等		
	用途分類			用途分類		
	A 種	B 種	C 種	A 種	B 種	C 種
300 未満	102,300 円	70,400 円	50,600 円	194,700 円	146,300 円	97,900 円
300～1,000 未満	127,600 円	88,000 円	60,500 円	242,000 円	181,500 円	121,000 円
1,000～2,000 未満	165,000 円	121,000 円	75,900 円	309,100 円	232,100 円	155,100 円

※確認申請を他機関に申請する場合は表の料金に 1.2 を乗じた額とする

【別表 4 留意事項】

1. 省エネ適合性判定に係る適合判定手数料は、用途分類欄の A 種、B 種及び C 種に掲げる用途の区分に応じ、それぞれに定める額とする。
2. 一つの棟に A 種～C 種用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する
 - ・ A 種が含まれるときは A 種
 - ・ A 種が含まれず、B 種が含まれるときは B 種
3. 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室が無い場合は、別表 4 によらず 33,000 円（税込み）とする
4. 住宅と非住宅の複合建築物の判定料金は、非住宅部分を別表 4 で、住宅部分を別表 3 で、それぞれ算定した額の合計額とする。
5. 計画変更の料金は当初適用された料金の 10 分の 6 の額とする。
ただし、次の場合は別表 4 の料金とする。なお、住宅と非住宅の複合建築物の計画変更で、変更に係る部分が住宅のみの場合は、非住宅部分の判定料金は要さない。
 - ・ モデル建物法を標準入力法に変更等、計算方法を変更して申請する場合。
 - ・ 直前の判定を他の機関等から受けている場合
 - ・ 留意事項 3 が適用された申請について、その後省エネ計算を行うことが必要となる場合
6. 軽微変更該当証明申請の料金は当初料金の 10 分の 5 の額とする。
ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は別表 4 の料金とする。
なお、住宅と非住宅の複合建築物の軽微変更で、変更に係る部分が住宅のみの場合は、非住宅部分の判定料金は要さない。
7. 当機関が交付した省エネ適判申請書等に関する記載事項の誤記訂正願の申請は、その工事完了前までに行うものとし、申請手数料は 3,300 円（税込）とする。

《用途分類》

- A 種：ホテル、旅館等 病院、老人ホーム、福祉ホーム等 図書館、博物館等 体育館、公会堂、集会場、ポーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場、競輪場、社寺等 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ場等

- B 種：事務所、官公署等 百貨店、マーケット等 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー等

- C 種：工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等

上記以外の詳しい内容については、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程を参照頂くか、当センターにお問い合わせください。